

税関関係手数料令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

改 正 案

現 行

税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）

税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）

（自由貿易地域等に係る手数料の軽減等）

（自由貿易地域等に係る手数料の軽減等）

第十三条の五 税関長は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。以下この条において「沖縄法」という。）第四十五条第二項（総合保税地域の許可）の規定により総合保税地域の許可を受けた者が法第百条第一号（手数料）の規定により納付すべき手数料については、沖縄法第四十六条（手数料の軽減）の規定により第四条第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額を軽減することができる。

2 税関長は、沖縄法第四十五条第三項（保税蔵置場等の許可）の規定により保税蔵置場又は保税展示場の許可を受けた者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料については、沖縄法第四十六条（手数料の軽減）の規定により第二条第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額を軽減することができる。

第十三条の五 税関長は、沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三百一十一号）第二十五条第三項（保税蔵置場等の許可）の規定により保税蔵置場（延べ面積が第二条第一項第一号に掲げる延べ面積の区分に該当するものに限る。）の許可を受けた者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料については、沖縄振興開発特別措置法第二十五条の二（手数料の軽減）の規定により第二条第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額を軽減することができる。

3 税関長は、沖縄法第四十五条第三項（保税蔵置場等の許可）の規定により保税工場（保税工場）の許可を受けた者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料については、沖縄法第四十六条（手数料の軽減）の規定により第三条第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額を軽減することができる。

2 税関長は、沖縄振興開発特別措置法第二十五条第三項（保税蔵置場等の許可）の規定により保税工場（延べ面積が第三条第一項第一号に掲げる延べ面積の区分に該当するものに限る。）の許可を受けた者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料については、沖縄振興開発特別措置法第二十五条の二（手数料の軽減）の規定により第三条第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額を軽減することができる。

4 前三項の規定による軽減の基準となる事項は、当該総合保税地域、保税蔵置場若しくは保税展示場又は保税工場の許可の日（同日後当該事項について変更があった場合においては、その変更の日の属する月の翌月の初日）における当該事項によるものとする。

3 前二項の規定による軽減の基準となる事項は、当該保税蔵置場又は保税工場の許可の日（同日後当該事項について変更があった場合においては、その変更の日の属する月の翌月の初日）における当該事項によるものとする。

によるものとする。